

○上天草市病院企業職員希望降任制度実施規程

令和4年3月1日病院事業管理規定第2号

上天草市病院企業職員希望降任制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員自らの意思に基づく降任に対する希望を尊重することにより、職員の心身の負担を軽減するとともに、職務に対する意欲向上及び組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成19年上天草市規則第13号）第2条1項に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、3級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職責の増大、病気等の理由により、身体的あるいは精神的にその職責を果たすことが困難であると感じるもの
- (2) 家族の介護等、家庭の特別な事情により、その職責を果たすことが困難であると感じるもの

(降任の申出)

第3条 降任を希望する職員（以下「希望職員」という。）は降任希望申出書（様式第1号）を所属長経由で、上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）へ提出するものとする。

(降任の承認)

第4条 管理者は、前条の規定による申出を受けたときは、当該職員の勤務実績及び健康状態等を調査したうえで、降任の申出を承認するか否か及び降任後の職について決定するものとし、降任希望承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該職員に通知するものとする。

(降任の時期)

第5条 管理者は、前条の規定により降任の承認をした職員（以下「降任職員」という。）を、当該承認の日後最初の4月1日又は承認の属する月の翌月の初日において、降任させるものとする。

(降任の効果)

第6条 降任は、次の各号に掲げる職にある者を、当該各号に掲げる職に任用することにより行う。

- (1) 部長級の職 医長又は課長(科長)級以下の職
- (2) 課長(科長)級の職 課長補佐(科長補佐)級以下の職
- (3) 課長補佐(科長補佐)級の職 係長級以下の職
- (4) 係長級の職 主任又は参事級以下の職
- (5) 主任又は参事級の職 一般医療職又は主事級の職

2 降任職員の降任後の号給は、当該職員が降任後の職務の級から上位の職務の級に昇格した日から降任の日の前日まで降任後の職務の級に引き続き属していたものとみなして決定する。

(降任後の昇任)

第7条 この規程により降任した者の降任後の昇任に当たっては、管理者は、当該降任に至った理由が解消したことを確認し、及び当該職員の意向を踏まえ、実施することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

降 任 希 望 申 出 書

任命権者

様

所属

職名

氏名

㊟

上天草市病院企業希望降任制度実施規程第3条に基づき、次のとおり降任の希望を申し出ます。

記

降任を希望する理由 (具体的に記入)	
-----------------------	--

様式第2号（第4条関係）

降任希望承認（不承認）通知書

所属

職名

氏名

任命権者



年 月 日付けで申出があった降任希望については、次のとおり決定したので通知する。

記

<p>・承認する。 (・承認しない。)</p>	<p>(承認する場合は、承認する内容、承認しない場合は、その理由)</p>
-----------------------------	---------------------------------------